

## 令和3(2021)年度栃木県オンライン移住セミナー開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和3(2021)年度オンライン移住セミナー開催業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

県内市・町等と連携し、地域の生活や就労等に関するセミナーを開催することで、移住希望者の具体的なイメージの形成を図り、栃木県への移住促進を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和4(2022)年3月31日まで

### 3 業務の内容

乙は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。その他、目的を達成するために必要な全ての業務を実施すること。

#### (1) オンライン移住セミナーの企画

地方への移住を検討する東京圏在住の若年層(20代から40代)を主たるターゲットとして、栃木県の移住先としての魅力や生活様式、先輩移住者の生活体験談、移住支援制度等を伝えるオンラインセミナーを4回以上開催すること。

なお、セミナーの企画・運営については、次の点を遵守すること。

##### ① テーマ及びタイトル設定

移住先としての「栃木県ならでは」のセールスポイントとなる具体的なテーマを各回に設定し、そのテーマを効果的に訴求するタイトルを提案すること。

テーマ及びタイトルは、乙が提案し、甲と協議の上決定する。

なお、全4回のセミナーに統一感を持たせるなど、参加者に複数回の参加を誘導できるよう、工夫すること。

##### ② 開催日時

開催日時は、乙が提案し、甲と協議の上決定する。

なお、土・日・祝日の開催であることは必須ではないが、①で設定するテーマとターゲットによって最も多くの参加者が見込める曜日や時間帯を考慮して提案すること。

##### ③ 開催方法

Zoom ウェビナーや YouTube LIVE 等のオンラインツールを活用したオンラインセミナーとするが、オフラインと合わせた併用型のセミナーも可能とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を鑑み、甲と協議の上決定するものとする。また、配信に必要なアカウント等については、甲から別途指示がある場合を除き、乙が準備すること。

使用するオンラインツールについては、参加者がログインIDを新たに取得するなどの手間をかけず、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定すること。

なお、オフラインのセミナーを開催する場合は、とちぎ暮らし・しごと支援センターの無料会場を利用することも可能とする。

##### ④ 開催規模

各回50名程度が参加可能な規模とする。

#### ⑤ 市・町との連携

各セミナーには、設定したテーマに関わりの深い市・町の担当課も出展していただくことを予定していることから、セミナー内容の企画にあたっては、例えば市・町担当課職員も登壇させる、市・町のPRタイムを設けるなどの、市・町が関与する企画を1以上必ず盛り込むこと。

#### ⑥ ゲスト等の登壇

各セミナーには、先輩移住者や有識者等、ゲストスピーカーを1組以上登壇させること。なお、ゲストスピーカーの調整は、出展市・町や甲と協議の上実施する。また、ゲスト等に対して謝金等を支払う必要がある場合は、委託料の中から支出すること。

### (2) オンライン移住セミナーの運営

(1)で企画したオンラインセミナーについて、円滑に運営できるよう、次の業務を行う。

#### ① リハーサル、接続テストの実施

各セミナーにつき1回以上、甲、出展市・町及びゲストスピーカー等が参加するリハーサル(接続テスト)を実施すること。

#### ② セミナー当日のオンラインツールの操作等

セミナーで使用するオンラインツール等の操作を行うこと。

#### ③ セミナーのファシリテーション

各セミナーにつき1名以上のファシリテーターを設置し、セミナーの進行を行うこと。

#### ④ アンケートの実施及び取りまとめ

Google フォーム等のオンラインアンケートツールを使用し、参加者からのアンケートを収集すること。

### (3) セミナーの広報・集客（アイキャッチ等のクリエイティブの制作）

甲は、本業務とは別に、本県の移住・定住促進ウェブサイト「ベリーマッチとちぎ」への誘導強化を図るため、東京圏在住で移住を検討する、又は移住に興味がある若年層をターゲットとしたディスプレイ広告及びリスティング広告を配信する「デジタルマーケティング活用PR業務」（以下、「デジタルマーケティング業務」という。）を実施することとしており、本業務において開催する各セミナーの集客・広報については、乙がデジタルマーケティング業務の受託者と連携して実施することを想定している。

乙は、甲、乙、デジタルマーケティング業務の受託者の3者が連携して、効果的にセミナーの広報・集客を実施することができるよう、デジタルマーケティング業務で配信するディスプレイ広告に使用するクリエイティブをセミナー毎に制作すること。

なお、デジタルマーケティング業務の受託者は、令和3(2021)年6月中の決定を予定している。

### (4) アーカイブ動画の制作

開催した各セミナーの内容を、一定期間 YouTube 等の動画配信サイトで公開できるよう、セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて再編集を行い、アーカイブ動画を制作すること。

### (5) 成果報告書の作成及び提出

業務完了後速やかに、成果報告書を作成し、甲に提出すること。

## 4 委託費の支払い等

(1) 委託費は、2,178,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

(2) 委託費の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

## 5 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上解決を図るものとする。
- (3) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。